

学校学習環境規模の適正化推進の必要性

- 1 今後求められる人材育成 「生きる力」の育成・「次代を切り開く能力」等
 - (1) 新しい時代に求められる3つの能力（文科省：学習指導要領）
 - ア 生きて働く「知識・技能」の習得
～何を理解しているか、何ができるか～
 - イ 未知の状況にも適応できる「思考力・判断力・表現力」の育成
～理解していること・できることをどう使うか～
 - ウ 学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養
～どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか～

上記の資質・能力育成を踏まえ、本市の次代を担う人材育成に係る視点

- ①生きる力 「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」
- ②人間関係構築力・調整力
- ③コミュニケーション力（自己表現・協調と協働・グローバル社会への参画・多様性への対応）
- ④多様な実体験・経験（ものの本質・価値・課題を体験的に理解、自己有用感の醸成）
- ⑤課題解決力（社会との関わり、自主性・主体性の育成）
- ⑥情報活用力（情報機器の活用、情報モラル習得、プログラミング教育等）
- ⑦キャリア設計力（人生100年時代への基盤形成、読書習慣、スポーツ・芸術への親しみ、多様な学び・経験の尊重）

時代が求める人材を育成する環境⇒適正規模の集団が必要

2 「児童生徒数の減少」が与える影響（別紙1）

(1) 教育の質の低下 学校運営の困難さ

ア 学級数による影響

学級数が少ないことによる学校運営上の課題（デメリット）

- ①クラス替えが全部又は一部の学年でできない。
- ②クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない。（学校行

事・児童生徒会活動・学習活動)

- ③習熟度別指導等、クラスの枠を超えた多様な指導形態がとりにくい。
- ④クラブ活動や部活動の種類が限定される。
- ⑤運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる。
- ⑥男女比の隔たりが生じやすい。
- ⑦上級生・下級生間のコミュニケーションが少なくなる。成長モデルとなる上級生が少なくなる。
- ⑧体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる。
- ⑨班活動やグループ活動に制約が生じる。
- ⑩協働的な学習において取り上げる課題に制約が生じる。
- ⑪学習において教科の得意な子どもの考えにクラス全体が引っ張られることがある。
- ⑫生徒指導上課題がある子どもの問題行動にクラス全体が影響を受ける。
- ⑬児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる。
- ⑭教員と児童生徒の心理的な距離が近くなりすぎる。

※文部科学省「公立小・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引H27.1.27」より抜粋

(2) 児童生徒の人格形成

- ①集団の中で自己主張したり、他者を尊重する経験を積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が付きにくい。
- ②児童生徒の人間関係や相互の評価が固定化しやすい。
- ③協働的な学びの実現が困難になる。
- ④教員それぞれの専門性を生かした教育を受けられない可能性がある。
- ⑤切磋琢磨する環境がつかれず、子どもの意欲や成長が引き出されにくい。
- ⑥教員への依存心が強まる可能性がある。
- ⑦進学・進級などの際に、大きな集団への適応に困難を来す可能性がある。
- ⑧多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しい。
- ⑨多様な活躍の機会が無く、多面的な評価の中で個性を伸ばすことが難しい。

※文部科学省「公立小・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引H27.1.27」より抜粋

3 「児童生徒数減に伴う教職員数減少」が与える影響

(1) 提供できる教育の質の低下

- ① 経験年数・専門性・男女比等バランスのとれた教職員配置や、それを生かした指導の充実が困難になる。
- ② 教員個人の力量への依存が高まり、教育活動が人事異動に過度に左右されたり、教員数が毎年変動することにより、学校運営が不安定になる可能性がある。
- ③ 児童生徒の良さが、多面的に評価されなくなる可能性がある。
- ④ ティームテイーチング、グループ別指導、習熟度別指導、専科指導等の多様な指導方法を取る事が困難となる。
- ⑤ 教職員一人当たりの校務負担や行事に関する負担が重く、校内研修の時間が十分確保できない。

※ 学校規模が小さく教職員数が少ないからと言って、学校が所管する事務分掌や実施すべき行事が少ないわけではない。一人の教員が担わなければならない分掌の量は、小規模校ほど多くなる。

- ⑥ 学年によって学級数や学級当たりの人数が大きく異なる場合、教員間に負担の大きな不均衡が生じる。
- ⑦ 校務に係る出張や研修に係る出張などに参加がしにくくなる。
※ 教員数が少ないと、一人の教員が多数の分掌を担当しなければならなくなり、参加・出席を求められる会議や研修会が増えることは、日常勤務において出張や対外対応が増加し、校内業務推進に支障が生じる。
- ⑧ 教師同士が切磋琢磨する環境をつくりにくくなる。教育に係る指導技術の相互伝達がなされにくくなる。（学年会や教科部会が成立しない）

※ 市内において学年1学級編成の学校が増えている。

日小・比小・双小・芳小・楠小・桜小・東中

こうした学校においては、該当学年に係る業務は、授業計画策定も含め1人の担任教師が全て受け持つこととなる。

また、中学校においては、各教科1名（教科によっては0名）の教員しかおらず、教科指導について、複数の同一教科担当教員で協議・相談することができない。

経験年数の少ない教員や転勤してきた教員が、担当する学年・教科指導について指導を受ける機会、協働により業務に

あたる機会が乏しくなる。

⑨ 学校が直面する様々な課題に、組織的に対応することが困難な場合が生じる。

⑩ 免許外指導の教科が生まれる可能性がある。（必要教科の免許状を所持した教員が揃わない）

※ 令和元年度

西脇東中学校

全学年 1 学級 特別支援学校 1 学級 合計 4 学級

中学校における学級数に基づく教員数に依れば、4 学級の場合、配当数は 8 名（教頭及び教諭）校長・養教・事務を入れて 11 名

中学校 10 教科（国・社・数・理・英・音・美・保体・技・家）の内、7 教科しか教員を配置できなくなる。

本県の場合、県教委より定数外の加配教員（常勤・非常勤）配置があるため、所持免許教科以外の教科を指導しなければならない教員は解消した。教員数は学級数により影響を受ける。

⑪ クラブ活動や部活動の指導者確保が困難となる。

※ 部活動運営に複数顧問制を導入しようとするれば、設置できる部活動数は限られてくる。

※ 令和元年度

西脇東中学校

男子…テニス部・野球部（黒中との合同チーム）

女子…テニス部・バレー部（黒中との合同チーム）

共通…吹奏楽部・美術部・ボランティア部

生徒数や教員数に依り、設置できる部活動に限度がある。（多種類の部活動設置は運営上困難）

生徒が希望する多様な部活動を設置することはできない。

4 学校施設の老朽化

市内小中学校 12 校の内、1960 年代から 1970 年代に建設された 5 校は、築 45 年～築 55 年程度が経過している。

本年度（2019 年度）策定する「学校施設長寿命化計画」により明らかになるが、築 50 年前後の学校については、順次部分改築（改修）や大規模改築（改修）等が必要となる。

学校施設の中のプールについては、特に老朽化が激しく水漏れや周囲のコンクリート部分のひび割れなど、児童生徒の怪我に結びつくことを危惧する状況も見られる。

将来にわたり12の学校施設を維持・管理していくことは、大きな財政支出を伴う。

※別紙2：西脇市立小中学校施設状況一覧参照

5 教育に係る人材確保難

全国的に見ると、教員養成大学への希望者が減少し、教員採用試験への応募者が減少（都道府県によっては、教員採用試験の競争率が1倍台の例も）している状況がある。

本市においても、教員免許状を取得している講師（常勤・非常勤）や、教育現場における支援職員（介助員・支援職員等）を配置することが難しくなっている。

また、地域・家庭の教育力が低下し、子どもに係る様々な事件や支援・責任の矛先が教育関係者や学校関係者に向けられる現在、教職に就いた若い教員が1年目に退職したり、精神疾患を患い病休に入るといった事案も県下では少なからず起こっている。教育現場に優秀な人材を確保することが課題となっている。

6 教職員の働き方改革推進

指導集団である教員集団規模を大きくすることにより、教員の経験の差や個々の対応能力の差を埋め合わせることができる。

また、学校における児童生徒、保護者、地域に係る問題、校務への対応が、同時に複数生じた場合であっても、教職員集団が大きければ、対応すべき対象に依り弾力的に人員を分散配置し、同時進行で処理することも可能となる。（生徒指導や緊急時対応、重複した事案対応等）

9 教育予算投資効率

教育予算を学校に配当する場合、学校数が少ないと集中的に配当することが可能となる。

例えばALT6名を3拠点に配置しようとするれば、1拠点2名を常駐させて教育活動に入れ込むことができる。

ICT機器配備についても同様である。多くの生徒が交代で頻度よく使用することにより、PC教室の稼働率をアップに繋がる。また、タブレット等の情報機器の配備も拠点校に集中配備し多くの児童生徒の使用に供することは、投資効率向上に繋がる。（機器や人材をフルに活用できる）

限られた財源の中から学校における施設整備や環境整備を行うにあたっては、教育予算の投資効率アップも大きな視点である。

10 義務教育に係る国（文科省）の方向付け

(1) 教科担任制（小学校高学年）

文部科学省は、小学校高学年（5・6年）の特定教科や科目において、専門教員が複数の学級を指導する「教科担任制」を推進する方針を発表した。（平成31年4月11日 新聞発表）

文科省は、2017年には約3,900人いた英語の専科教員を、2020年には8,000人に倍増する方針。

指導教員に高い専門性や知識が求められる「英語」や「プログラミング」等が対象となる予定。

兵庫県においては、高学年に定数外の加配教員を配置し「兵庫型教科担任制」を推進している。

一般的に教科担任制が多く導入されている教科は、

音 楽：55.6%

理 科：47.8%

家庭科：35.7%

国 語： 3.5%

算 数： 7.2%

※率は、全国の公立小学校6年生における教科担任制の実施率

ア 教科担任制のメリット

○専門的で質の高い教育が展開できる。教員の専門性を高めることにより、児童生徒の才能を伸ばす狙いがある。

○担任の専門性や指導力による指導の差が生じない。（指導経験や担任教員野得意・不得意等）

○教員の担当する教科を絞ることにより、教員の負担軽減を図ることができる。（教材研究等）

○児童と教員（担任等）との相性が悪い場合、複数の教員の視点や手法・関わりにより子どもへの対応に余裕ができ、そのマイナス面の影響を緩和できる。

イ 教科担任制のデメリット

○小規模校（小学校）においては、教員数が少ないため円滑な推進が困難である。

○指導に関わる教科担任間の連絡・調整がより必要となる。（生徒の特徴や能力、評価等）

(2) 学校学習環境規模の適正化の推進

文部科学省が、中央教育審議会（中教審）に諮問した内容（義務教育に関する内容）が以下の通り。

国においても、高い専門性を身につけた多様な人材育成や、技術革新著しい時代に合う新しい学科の創設、グローバル化・情報化への対応、外国人増加への対応等、将来を見据えた方向付けがなされようとしている。こうした状況を踏まえると、学校学習環境規模の適正化を推進する必要性は高い。

- ① テーマ：小中学校領域
 - ・小学校における教科担任制の導入
 - ・授業理解度に応じた「習熟度別指導」の推進
- ② テーマ：高等学校
 - ・普通科における各学科の見直し
 - 特色ある学習内容 「サイエンス・テクノロジー科」（数学や物理を重点的に学ぶ学科）
 - 「グローバル科」（英語学習を充実させた学科）等
 - ・文系・理系の科目を横断した教育の推進
- ③ テーマ：外国人児童・生徒領域
 - ・就学機会や公立学校での日本語指導体制の確立
 - ・日本の生活や文化に関する教育
- ④ テーマ：教育現場
 - ・教科担任制に対応した教職員配置や教員免許制度
 - ・いじめの重大事態、虐待事案への対応策
 - ・ICT（情報通信技術）環境や先端技術の活用

以上の背景を踏まえ、学校学習環境規模の適正化を推進する。